

田辺市 土砂災害ハザードマップ

〈中辺路町熊野川・中辺路町澤地区〉

このハザードマップは地域の皆さんが適切に避難できるように、土砂災害のおそれのある区域と、避難場所などの情報を示しています。

黄色の線で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は「土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危険が生じるおそれのある区域」です。

赤色の線で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危険が生じるおそれのある区域」です。

◆土砂災害から身を守るために『日頃の備え』と『早めの避難』を心がけましょう。

◆土砂災害警戒区域以外の場所でも土砂災害の発生する可能性があります。ご自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などを確認しておきましょう。

また、他の災害が同時に発生する可能性もあるため、各種ハザードマップなどを併せてご確認ください。

●最新の情報や詳細な土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域につきましては、和歌山県砂防課のホームページでご確認いただくか、または下記のお問い合わせ先へおぞねください。

<http://sabomap.pref.wakayama.jp/> わかやま土砂災害マップ 検索



避難するときの心得

■ 避難ワンポイント（危ない？と感じたらすぐ避難！）

- 事前に避難経路を確認しておきましょう。自宅から避難場所へ向かう経路を2~3コース想定しておき、その際に土砂災害警戒区域などを通る場合はできるだけ避けましょう。
- 単独で避難することは大変危険です。河川・側溝・がけからできるだけ離れて避難をしましょう。
- 土石流に背を向けて逃げると巻き込まれます。渓流に直角方向に逃げましょう。
- 避難場所では、感染症のリスクが高まります。手洗いや咳工チケットなどを用いてください。

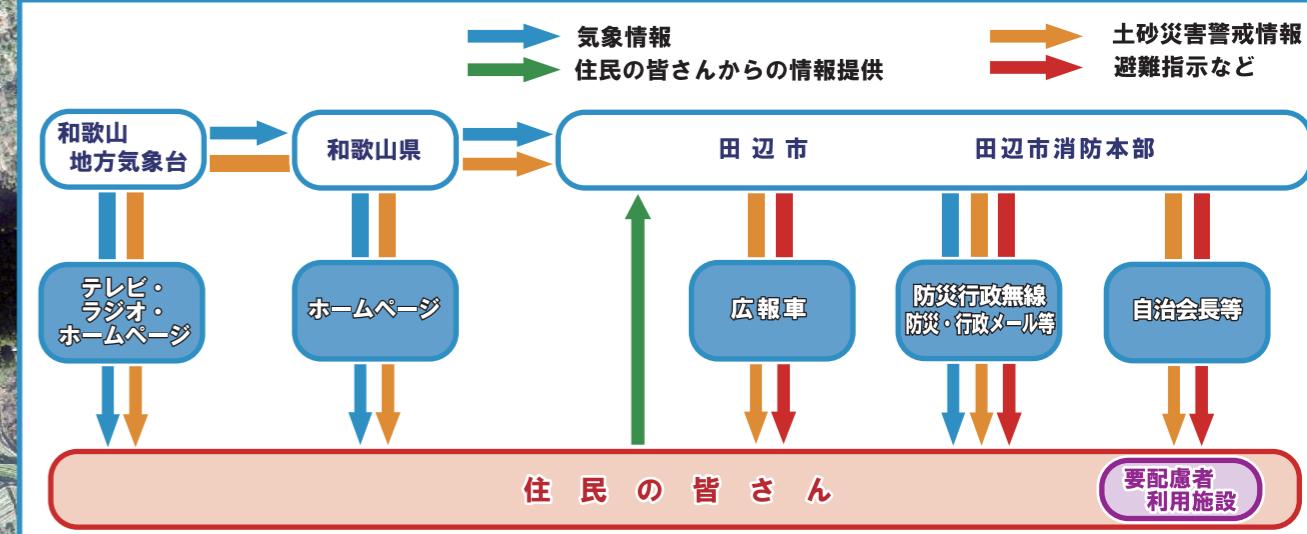
■ 避難場所への避難が困難な場合は・・・

- 鉄筋コンクリートなどの堅固な建物の2階以上で、斜面と反対側の部屋へ避難しましょう。
- 災害時に家族と連絡がとれるとは限りません。

■ 一方の窓の集合場所、連絡方法などの約束事を決めておきましょう。

- 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設など主に高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者の日々が利用する施設をいいます。
- 要配慮者の方々は災害から守るために、地域で施設の場所を確認し協力しあいながら支援していましょう。

土砂災害情報の伝達経路



田辺市防災行政情報システム『防災・行政メール』について

田辺市では、防災行政無線で放送している各種情報について、より一層の情報化の推進を図るため、携帯電話およびパソコンに『防災・行政メール』を配信するサービスを行っております。

下記のホームページアドレスを入力するか、または右のQRコードを読み取ってアクセスし空メールを送信して下さい。

登録確認のメールが届きますので、画面の表示にしたがって順に入力をすると登録が完了します。

<http://bousaiygousei.aamail.aikis.jp>

また、防災行政無線の内容を電話回線を利用して確認する電話案内サービス「防災・行政レフォンガイド」もあわせてご利用ください。

■防災・行政レフォンガイド（自動再生）

☎ 0120-963-910

防災放送を電話で聞けるサービスです。「放送内容をもう一度聞きたい！」

という方は、ぜひご活用ください。

（フリーダイヤルのため通話料金がかかりません。）



土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の発生する危険性が高まったときに、和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する防災情報です。テレビ・ラジオ・ホームページを通じて知ることができます。

土砂災害警戒区域等およびその周辺では警戒を強めてください。

避難指示など

土砂災害が発生する危険度が高まった時に、田辺市から住民の皆さんに避難指示などを発令する場合があります。

警戒レベル	状況	住民の皆さんができるべき行動	避難情報等
5	災害発生や又は既に発生	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※1 〔田辺市が発令〕
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示※2 〔田辺市が発令〕
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難※3 〔田辺市が発令〕
2	気象状況化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 〔気象庁が発表〕
1	今後暴雨状況化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 〔気象庁が発表〕

※1 市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自動的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができるず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つことなく、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

いざという時の連絡先

田辺市役所 ☎ 0739-22-5300（代表）
田辺市役所中辺路行政局 ☎ 0739-64-0500（代表）
田辺市消防本部 ☎ 0739-22-0119（代表）
田辺市防署中辺路分署 ☎ 0739-64-0119
田辺警察署 ☎ 0739-23-0110
消防・救急 ☎ 119 警察 ☎ 110

凡例

急傾斜地の崩壊

■ 土砂災害警戒区域

■ 土砂災害特別警戒区域

土石流

■ 土砂災害警戒区域

■ 土砂災害特別警戒区域

すべり

■ 土砂災害警戒区域

種別 避難場所の名称
↓
○○○小学校

●避難場所は「崖崩れ、土石流及び地滑り」の災害に該当する施設を掲載しています。

避難場所種別

指定避難所

災害の危険性があり避難した方が災害の危険性がなくなるまで滞在したり、または災害により家に戻れなくなった方が一定期間滞在したりするための施設

指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるため緊急的に避難する施設

0 125 250 500m

1/5,000

【問い合わせ先】

田辺市役所 建設部 土木課
TEL 0739-26-9934（直通）
田辺市役所 中辺路行政局 産業建設課
TEL 0739-64-0501（直通）
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 砂防課
TEL 073-441-3171（直通）

田辺市中辺路町熊野川・中辺路町澤

令和4年3月作成